

**問 13 優先権証明書類等の援用（四法共通）**

一の出願を基礎出願として、パリ条約による優先権主張を伴う出願を2件出願する際に優先権証明書類等は2通必要ですか。証明書の援用はできないのですか。

答： 特許法施行規則第10条の規定により、一方に優先権証明書類等を提出し、もう一方についてはそれを援用することができます。

優先権証明書提出書（特許法施行規則様式第36）の【提出物件の目録】の欄に「【物件名】優先権証明書類 1」と記載し、その下に【援用の表示】の欄を設けて当該証明書類を提出した出願番号を記載してください。

※ 新規性の喪失の例外証明書も同様に援用することができます。